

第3回消費者行政の体制整備のための
意見交換会
議事録

内閣府消費者基本政策室

第3回 消費者行政の体制整備のための意見交換会 議事次第

1. 日時 平成25年6月5日(水) 16:30~18:00

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

森内閣府特命担当大臣

亀岡内閣府政務官

松本教授

石戸谷弁護士

河上消費者委員会委員長

阿南消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(説明者)

山本東京大学法学部教授

河野全国消費者団体連絡会事務局長

池本弁護士

(事務局)

小田室長、川口副室長、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 有識者ヒアリング

河野康子(一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長)

山本隆司(東京大学大学院法学政治学研究科)

池本誠司(弁護士)

2) 「固有の根拠法に基づき設立される法人」について

3) 国民生活センターによる事業者への要望について

(3) 閉 会

○川口副室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第3回消費者行政の体制整備のための意見交換会」を開催いたしたいと思います。

開催に当たりまして、森まさこ内閣府特命担当大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

○森大臣 消費者担当大臣の森まさこでございます。本日も御多忙のところ、ありがとうございます。

これまでのヒアリングでは、消費者庁発足以降の消費者行政の評価や消費者行政に係る体制の在り方についてさまざまな御意見をいただいております。消費者行政を担う職員の養成に関して、前回、御提案をいただきましたので、私のほうで職員が消費者相談員の資格を取れる制度を庁内に設置したところでございます。また、国民生活センターに関しては、直接相談や相模原の事務所研修施設について、多くの方から御意見をいただきました。また、国民生活センターの国への移行については、独立性を法的に担保した特別の機関として消費者庁を移行先とするという考え方が現状を踏まえたベストな案、あるいは現実的であると御意見がある一方で、国民生活センターの柔軟性、迅速性が損なわれるおそれがあるため反対であるとの御意見もございました。

私のほうは、稲田大臣のもとで行われております規制改革、行政改革の動きのほうを担当副大臣からお伺いしてきたところでございますが、また後ほどその内容については御説明をいたしたいと思います。

それぞれ大変重要な検討課題ですので、本日も皆様から忌憚のない御意見をいただきながら、しっかり検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○川口副室長 続きまして、亀岡偉民内閣府政務官より御挨拶をいただきたいと思います。

○亀岡政務官 ただいま紹介にあずかりました亀岡です。私もなかなか出られなくて申しわけなく思っておりますけれども、皆さんの議論をしっかりと見させていただいておりまして、本当に消費者行政は、多岐にわたりますなかなかつかみどころのない中で皆さんにしっかりと議論をしていただきながら、消費者目線でしっかりと皆さんに出していただいた意見の中で信頼がされるようなきちんとした組織機関にしていきたいと思っておりますので、今後とも皆さんの御指導のほど、よろしく願い申し上げたいと思います。また、忌憚のない意見をどんどん出していただけますよう、よろしく願いいたします。

○川口副室長 それでは、早速でございますが議事に入らせていただきたいと思います。

議事次第は、配付資料のとおりでございます。議事の1番目、「有識者ヒアリング」ということでございますが、3名の有識者の方に御出席をいただいております。なお、池本弁護士は御都合により、途中より御出席の予定となっております。ヒアリング項目は、前回同様、資料1のとおりでございます。恐縮でございますが、御説明は一人10分以内でお願いしたいと思います。

最初に、河野事務局長より御説明をお願いいたします。

○河野全国消費者団体連絡会事務局長 こんにちは。一般社団法人全国消費者団体連絡会の事務局長をしております河野と申します。本日は、このような場で意見を申し上げる機会をいただきまして本当にありがとうございます。

私は、実は現在の職責についてから日が浅いもので、この消費者庁創設以来、さまざま検討が加

えられてきました今回の検討事項に関しましては、十分理解しているとは言えない状況でしたので、今回、さまざまなこれまでの検討課題を含めまして資料等を勉強させていただきました。その上で、全国消費者団体連絡会の事務局長として、それから、一人の日本の国で暮らす消費者として、国民の一人として、今から意見をお伝えしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元に、簡単でございますけれどもヒアリング項目に沿いまして幾つか要点をまとめてまいりました。それをごらんになりながら聞いていただければ幸いです。

まず初めに、消費者庁、消費者委員会の発足から3年余り経過して、消費者行政をどう評価するかということでございます。これはもう皆さん一致したところだと思いますけれども、常に産業振興策の副次的な位置づけとしてとらえられていた消費者行政の中に立法、法執行、並びに関係官庁間の連絡調整を行う機関が誕生したことと、その機能の発揮に私たちは本当に大いに期待していたところでございます。

発足当初は各省庁からの出向者で構成されていたことから、消費者庁らしさが打ち出せないとか、消費者行政の勘どころがつかめていないとか、消費者、私たちから見たときに存在感や貢献度が余り感じられない等、期待の大きさと比べてなかなか実績が追いついていないという感は否めないところでございました。

しかし、課題とされておりました消費者庁らしさ、つまり、消費者目線の涵養というのは、私自身、少しずつ進んでいるというふう実感しております。最初に閣議決定された当時の漠然としたイメージから、少しずつ消費者市民社会構築の司令塔としての自覚がさまざまな施策の中に見え始めているというふう感じております。

昨年も幾つか法改正等ございましたし、それから、消費者教育推進法が施行されました。また、本年度も食品表示法ですとか、集団的消費者被害回復訴訟法案など複数の立法等がございます。改めて消費者主役の社会への基盤整備が始まっているというふう感じられます。

それから、公共料金の取り組みでは消費者委員会と、それから、消費者安全調査委員会関連の取り組みでは国民生活センターとの連携が始まっているということもそのあたりの前進というふう感じるところでございます。

それから、消費者委員会に関しましてですけれども、消費者委員会さんにおかれましては、消費者の権利の確立のために消費者行政全般に対する監視ということが、私どもが期待する最大の機能でございますけれども、なかなか活動の成果、存在そのものへの一般の認知度は低いなというふう感じております。広範な消費者問題全般への目配りを遅滞なく行うには、やはり人的、財政的な支援が不足しているのかというふう感じているところでございます。

実際、消費者行政の体制はどう考えるかでございますけれども、司令塔機能に関しましては、司令塔というのは、そこに書かせていただきましたように、1つは縦割りに消費者行政を所管していた関係省庁との課題共有化と連携体制をどうとるのかということ、それから2つ目として、地方自治体との緊密な協力体制のもとに消費生活センターの強化・充実を前提にした全国的なネットワークをどう構築するのか。それから、3つ目として、私どものような消費者団体、民間の各種組織との協力体制をどう進めるか。本当に消費者の目線に立って重層的に全国ネットワークを機能させ

るか、その頂点に立てるのかということがポイントかというふうに思っております。若い官庁でいらっしゃるんですが、自信を持って関係省庁との調整を行う気構えを見せていただければというふうに思っております。

それから、職員さんをどう養成・確保していくかということですが、当初の出向体制というか、当面はそれでいたし方がないと。ただ、消費者が主役となる国民本位の行政の実現が、庁として目指す本当の目標であるということ、その実現のために力を注ぐことが日々の仕事の中で実感できるような環境を整えば、理想論かもしれませんが、おのずと職員さんの意欲は高まるのかなというふうに思っております。

例えば、電気料金審査における経済産業大臣との折衝などの報道を拝見いたしますと、消費者側を代弁するポジションとして消費者大臣がしっかりと意見を申し上げているところが報道されますと、やはりそれを見て、職員さんたちも、自分たちも頑張らねばという形で意識の高揚を図れるのではないかと思っております。

組織を統括する長官、消費者行政の顔である消費者担当大臣の指導力に期すところも大きいかなというふうに思っておりまして、私どもから拝見いたしますと、創設以来、大臣が何度も入れかわっていること自体が職員さんのやる気と意識をそいでいるのかなというふうに感じております。

次に、総合力をどう充実するかですけれども、消費者行政というのは常に地域が現場でございます。地方消費者行政活性化基金というのを起爆剤として入れていただきまして、地方消費者行政の充実・強化を図っていただいているのですが、それが地域の中にちゃんと根づいて、自発的、継続的、さらには安定した取り組みに移行するには、まだ時間、予算、担当セクションの自覚も足りないのではないかとこのように感じておるところでございます。

また、地方行政側は地域間格差が非常にございます。意欲ある自治体は、国が設定していただきました予算へのアプローチも盛んですけれども、いまだ地方に行きますと消費者行政の優先順位というのは低くて、自主財源確保が困難な自治体も多いということでございます。

それから、私たち消費者団体も、これまで本当に自助的なというか、ボランティアな気持ちを前面に押し出して消費者問題にかかわってまいりましたけれども、後継者がいなかったり、財政的な困難があったりしてなかなか存続が厳しい状況でございます。

一方、昨年施行されました消費者教育推進法では、情報の共有化や活動の一体化など、地域にあるさまざまな主体の連携の必要性を説いてくださっておりますし、また、地域における活動拠点として消費生活センターを挙げて大きな期待が示されているところでございます。この基本方針を私たち消費者団体、それから、地域のそれぞれの主体がしっかり理解して、そのイニシアチブを消費者庁さんがとってくださる、そのことが総合力の発揮につながっていただければいいというふうに考えております。

最後に、国民生活センターの在り方についてでございます。各機能をどう充実・強化するかということですが、国民生活センターさんが持っている地方の支援、消費者への情報提供、さらには、関係機関への改善要望という重要な機能、それは、私自身も実は茨城県に住んでおりますけれども、地方に住んでいる消費者にとってこそ非常に心強い機能だというふうに感じてお

ります。全国の消費者にとって、相談を初めとする身近な情報の出口、入り口機能を有するのが地域の消費生活センターでございますけれども、そこが国民生活センターさんとの風通しのよい太いパイプでつながることで本当に現場の機能充実が期待できるというふうに思っております。

それから、現在、国民生活センターさんからさまざま注意喚起、啓発のポスターが出されておりますけれども、地方の民生委員や地域の包括センター、町内会などにもきちんと配られておりまして、そのあたりの役割も大事なかなというふうに思っております。

3番目のボツなのでございますけれども、これは、これまで国民生活センターさんが鋭意やられてきたさまざまな機能ですけれども、このあたりをしっかりと行うことというのは、活性化基金によってこの3年間で増員された各地の相談員さんの業務や資質向上にも役立つかなというふうに思っております。

それから、商品テストに関しましても、そこに書いたように、地域の実施は縮小傾向にありますけれども、商品の流通は全国ほぼ同様なので、国民生活センターでやってくださったものを地域に情報提供するというので、その機能も大事だというふうに思っております。

それから、消費者問題というのは、1つを規制すれば、また次という形で本当にすぐ新手の問題が出てくるわけですけれども、ぜひ国民生活センターさんには、そのあたりの感度を高めていただいて、アンテナを高くしていただき、そういったIT技術の進歩ですとか、グローバル化した国際消費者問題等も含めまして社会の変化を迅速にとらえて、フロンティアとしての取り組みにも期待したいところでございます。手足がないと言われている消費者行政の中で、地域の消費者と向き合う消費生活センターとの間に双方向性のあるパイプを持っていらっしゃる国民生活センターさんと全国の消費生活センターが、消費者庁と地域を結ぶ消費者行政のネットワークの一つになり得るというふうに思っております。

最後でございます。そのためにどのような組織形態が適切かということでございます。国民生活センターさんの移行問題は、独立行政法人整理によって予算のマイナスシーリングを受け、期待される機能の縮小を余儀なくされるからという認識のもとでスタートしたというふうに思っております。これまで在り方に関しましてはさまざま会合が持たれ、検討会が持たれ、指揮者、関係者によるまとめがされてきたと思っております。そこに書かせていただきましたとおり、国民生活センターさんが持つ機能は重要であり、その機能の充実・強化は誰もが望むところであり、果たす役割に対して異論はないというふうに理解しております。

ただ、もう一つ、今のような状況が長く続きますと、国民生活センターさんの職員さん、全国の消費生活センターの相談員さんたちの士気が落ちていくのではないかと、早期に明確な決定が必要ではないかというふうに思っております。国民生活センターの充実・強化、つまり、消費者行政の充実・強化のためには、今の業務運営、特に人事面での独立がしっかり確保され、同時に予算面での担保がある、マイナスシーリングがないことが最優先の課題であって、それが制度上担保される組織形態が望ましいというふうに思っております。

時間を超過して申しわけございません。以上でございます。

○川口副室長 ありがとうございます。

続きまして、山本教授よりお願いいたします。山本教授は、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」座長代理を務められた方でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

○山本東京大学法学部教授 山本でございます。私は、専門が行政法という分野でございまして、常に消費者行政に深くかかわっているというわけではございません。むしろ、一般的に行政関係のことにかかわり、あるいは、それについて研究をしている中で消費者行政について考えているということでございますので、若干離れた立場からの意見になってしまうかというふうに思いますけれども、その点、御了解願いたいと思います。

それから、項目について全てお答えするというよりは、少し違った角度からお話をするということになるかと思っておりますので、その点も御容赦いただきたいと思います。

それから、もう一つ、私は、2つ目のポツに書きましたように、今御紹介のありました検討会と、もう一つ、「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」にもかかわっておりましたので、そのことも踏まえてお話をしたいと思っております。

まず、2の(1)の「消費者行政の司令塔機能の発揮」という点でございます。これは、まず、消費者担当大臣のサポート体制の問題でございます。

内閣府は、内閣の補助事務と、各省並びの分担管理事務とを所掌するわけですが、消費者庁のような内閣府の外局に当たるところは内閣府の分担管理事務、後のほうだけを所掌するという考え方によって制度がつくられております。そのため、消費者担当大臣が掌理をする内閣補助事務のほうに関しましては、本府の消費者基本政策室が担当する、外局である消費者庁は所掌しないという形になっております。

しかし、消費生活の現場から情報と問題を吸い上げて政策決定につなげていくというボトムアップによって、消費者目線を事業者の業種別に区分された行政組織に広く浸透させるという消費者行政の特質に照らして考えますと、このように消費者庁と消費者関係の総合調整事務とが組織的に分かれているという状態にはやはり問題があると思われま。現実的には、したがって、消費者基本政策室を消費者庁の職員がサポートするという体制をつくるべきでありますし、根本的には消費者庁が総合調整事務を所掌するという可能性も検討すべきではないかというふうに思います。

次に、消費者庁と消費者委員会との関係についてでございます。

内閣府の中に消費者庁と消費者委員会が分立した組織になっているわけですが、これはいきさつ上こういうふうになったというのはもちろん承知しているところですが、しかし、一般国民から見て、これは私も含めてですけれども、理解しづらいと率直に申し上げたいというふうに思います。このように同じ事務を所掌する行政機関をあえて分立させる制度というのは、権限の強い事務、警察行政のように公安委員会と警察庁を分ける、都道府県警察にするというのであればわかるのですが、消費者行政のように、むしろ強化をしないといけないという行政について、なぜ分かれているのかということは、私にはよく理解できないところがございます。

したがって、現実的には消費者庁と消費者委員会との連携・協力関係を強化するということがあり、長期的にはさらに組織形態について再度見直すということも必要ではないかと考えており

ます。

続きまして、消費者行政を担う職員の問題でございますが、私、先ほど申しましたように、「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」に参加をしてございました。消費生活相談員の資格につきましては、現在、法律の中で主体と資格が固有名詞で3つ並んでいると。例えば、独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格というふうに固有名詞が書いてあるという状態でございます。資格の付与の手続とか実質的な要件というのは何も書いていないということで、これは法令の体裁として異例であるというだけでなく、相談員が専門能力に見合う社会的な理解と評価を得るための障害になっているというふうに思います。

したがって、今後、相談員が事業者及び消費者から信頼を得て業務を行う、それから、優秀な人材を相談員にリクルートして消費者行政の需要に応じる、そして、相談員の職責にふさわしい処遇改善を実現するといったために、消費生活相談員資格付与の要件と手続を早急に法制化すべきであるというふうに考えます。

続きまして、国民生活センターの在り方についてです。

まず、各機能の問題ですけれども、国民生活センターの中核的な業務と考えられるのは、やはり相談（あっせん）といった業務です。この相談（あっせん）と消費者行政に係るほかの事務・業務との関係を整理して、それぞれの事務・業務を分担する組織をどういうふうに構築するかというのが、先ほどの国センの検討会の課題であったわけでございます。

まずほとんど異論がないと思われるのは相談とADRの関係で、相談とADRとは、機能あるいは手続に強い連続性がございまして、やはりこれらを担当する組織は一体性を持たせるべきである。ただ、相談及びADRにおいて紛争当事者の協力を得るという観点から申しますと、相談を担当する機関からADRを担当する機関を一定程度は分ける必要があると思われまます。現在の国民生活センターでも紛争解決委員会というADRのための機関が置かれているということでございます。

問題になりましたのは行政措置、すなわち行政処分とか有権解釈との関係の問題です。つまり、国民生活センターが国に移行するという場合に、国が特商法や景表法などに関するこういった権限を持っているために、相談とかADRの事務において、消費者の立場に立った機動的かつ柔軟な対応が損なわれるのではないかと懸念が示されていたところです。ただ、この点について考えますと、相談・ADRと行政措置とは事務の性質が異なっている。したがって、国の事務に両方なるというだけで、相談・ADRがそういった行政措置権限に拘束されるということはないのではないかと。すなわち、行政機関が示す有権解釈というのは、基本的には行政処分を想定した解釈であって、二当事者間の合意に向けて民事紛争を解決するための相談・ADRの事務を拘束するという意味は含んでいないのではないかと。確かに有権解釈を相談やADRの担当機関が使うことはありますけれども、その場合にも、有権解釈というのはあくまで一般的な法令の解釈にとどまるものですから、相談やADRの担当機関が、現実には紛争時における個別の事情を考慮して有権解釈のさまざまな当てはめ方をするという余地は十分残されているのではないかとこのように考えます。

ただし、相談・ADRの担当機関が行政措置を行う機関の指揮監督を一般的に受けるということになりますと、これは相談やADRの事務が行政措置の観点に拘束されるということになりますので、

相談やADRの事務が適切に実施できなくなるおそれ、及び相談・ADRの手續に対する紛争当事者の信頼が損なわれるおそれがあることは否定できないところです。

したがいまして、違法な職務執行の是正という点を除いては、個別の相談・ADRについて担当機関が他の行政機関から指揮監督を受けないという意味の一定の独立性が必要であろうというふうに思います。

こういう一定の独立性を持った国の行政機関が、私人間紛争の解決のために相談やADRに当たるという例は既に存在いたします。公調委などです。こういった行政型のADRというのは、相談やADRによって得られた情報を行政処分あるいは行政指導に迅速に結びつける。さらには、政策形成に結びつけるという重要な意味を持っているというふうに考えます。それは、国民生活センターがずっと維持をしていくべき役割ではないかと考えます。

次に、組織形態の問題です。

現在、国民生活センターは独立行政法人という形態になっております。これにつきましては、今議論が進行中のところですので、詳しいことをいろいろ考えることはできないのですが、ただ1つ言えることは、諸利益を公正に調整することを事務とする性格が強いという点からいいますと、ほかの独立行政法人に比べると行政との距離がかなり近い法人であるということとは間違いないのではないかと思います。

この点で、逆に国が法律に基づいて独立行政法人よりももっと独立性が強い法人をつくるという例があるところです。国民生活センターをこういった法人に移行させることが考えられるかという点なのですが、これにはかなり強い理由が必要であろう。つまり、任務ないし事務の性質上、国の行政機関とその法人とがそれぞれの任務ないしは事務を相互に独立して遂行する必要性が非常に強いということが必要であろうと思われる。この理由によって国民生活センターを特別な法人とする場合には、先ほど述べた行政型ADRの特徴が減殺されるおそれがあることは否定できないのではないか。つまり、関係行政機関に対する意見の法制度化などはおそらく困難であろうと思われる。

それから、實際上、相談やADRに当たって事業者から協力を得ることが難しくならないだろうか、あるいは、国から財政上の基礎をずっと得続けるということが果たしてできるのであろうかといったところに私としては懸念を覚えるところです。

それでは、国に置く場合にどうかということでございます。「国の行政機関」というところですが、けれども、まず、法形式上、国のある行政機関Aを国の行政機関Bに置くといった場合であっても、機関Aが機関Bの全面的な指揮監督に服するとは限らない。機関Aが機関Bに対して一定の独立性を持つという制度を設けることは可能です。これは現在では、例えば国税不服審判所などはそういった独立性を持っているということです。

したがいまして、重要なことは、国民生活センターを国の行政機関とすることが是か非かという点よりは、むしろ国民生活センターを国の機関とする場合に、消費者行政にかかわるさまざまな任務・事務を遂行する機関相互の間において必要な連携・一体性と必要な独立性を確保する、そのために一体どのような組織形態をとるのが適切かという点ではないかと思います。

時間ですので、最後に一言だけ申します。そのときに、5ページの「特別の機関」というところでまとめてお話をしたいと思いますが、まず、国の行政管理の体制そのものをひっくり返すような制度を考えるのは現実的でないだろうというのが1つ。それから、「特別の機関」の①に書いたことにかかわりますけれども、国民生活センターが持っている事務を一体として1つの機関に移すべきである。つまり、現在の国民生活センターの事務をばらばらにしてばらばらの機関に移すということは適切ではないということ。それから、ADR機能については、国民生活センターの中で一定程度独立性を持たせるような機関をつくる必要があるということ。それから、国民生活センター自体を先ほど申しましたような意味の独立性を確保する必要があるということ。これら全てを満たすような機関は何かと考えた場合に、特別の機関ということではないかというので、先ほどの検討会でこのような結論が出されたというふうに考えております。

以上で終わります。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、今のお二人の有識者の御意見に対しまして、大臣、政務官、また、お二人の先生から御質問をいただければ幸いです。

どうぞ。

○森大臣 山本先生に御質問したいのですが、今の最後のところですけども、国民生活センターをそれぞれのどの機関に置くかということで御説明をいただいたのですが、そもそも国民生活センターを独立行政法人として残すという選択肢は考えていらっしゃるのでしょうか。

○山本東京大学法学部教授 独立行政法人として残すということもあり得ると思います。その点は、独立行政法人の制度が今後どのように設形をされていくかということによるのではないかと思います。前の政権のときに示された案によりますと、独立行政法人は中期目標法人と行政執行型法人に分けるという位置づけで、特に行政執行型法人というのは、かなり国の側の関与を強めるという案になっております。例えば、そのような案をそのまま国民生活センターに当てはめるとなると、かなり問題があるのではないかと考えております。ただ、そのような制度設計をしないということであれば、独立行政法人という選択肢もあり得る。したがって、その制度設計が今後どうなるかということによるのではないかと。

○川口副室長 大臣、どうぞ。

○森大臣 そこで、私が冒頭申し上げた寺田内閣府副大臣との面会の概要についてここで御説明しておいたほうがよいと思いますので、御説明します。

今の山本先生の御発言は、山本先生のレジュメの3ページの一番下の「(2)組織形態」「独立行政法人」というところであると思います。民主党政権のときには、独立行政法人を中期目標行政法人と行政執行法人の2つに区分するというふうにしておりました。この点についてどうするのか寺田副大臣にお尋ねしたところ、これについては全てゼロベースで見直すということでした。ですので、この2つの分け方もしないということでした。民主党政権で行われた独立行政法人改革については、全てゼロベースで見直す。現在は何をしているかと申しますと、寺田副大臣のもとで独立行政法人全体を通した総論の検討を行っているということです。総論とは、例

えば独法の在り方、ガバナンス、持つべき機能などについて検討を行っているということでした。それが終わってから個別の法人について、つまり、例えば国民生活センターについてどうするかというような検討を始める、それを年末に向けて進めていくというスケジュールであるそうです。検討の過程では、どういう形になるかはわかりませんが、国民生活センターを含め個別の法人に関する意見を聞く機会を設けていただくということでした。

民主党政権については独法性悪説と申しますか、独法は全て悪いのだというような考え方に立っておりましたけれども、安倍内閣の検討の方向性としては、独法本来の機能を尊重しようというものであると。あくまで国が企画・立案を行い、試験や研究等は独法が行うという切り分けを行って行政の効率化を図っていくことを目指すということでした。検討においては次の3つの点をメルクマールにする。1つは、民でできるものは民です。2つ目は、独法本来のよさを伸ばしてむだを省いていく。3番目として、似たような機能を有している独法は統合していくという、この3つの基準を持って、それを基本的な方向性として検討しているということです。また、地方との関係や積立金の問題等もあわせて検討の中に材料として置いていくということでもございました。

以上でございます。

○川口副室長 政務官、何かございますか。

○亀岡政務官 皆さんの意見を聞いてからですね。

○川口副室長 松本先生。

○松本教授 昨年の検討会の報告書を読んだ印象としては、消費者庁と消費者委員会は、形式的には組織は2つだけれども、実質的には1つとして運用するのだと。他方、消費者庁と国民生活センターは形式的には1つにするのだけれども、実質的には2つとして運用するのだという印象が大変強かったです。なぜなのかなと思っていたところ、きょう、山本先生のお話を聞いて、座長代理の考え方がかなり反映しているのだということで了解をした次第です。

後者の消費者庁と国民生活センターの関係については、今、大臣が御質問と御発言をされたことですので、私は前者のほうについて少しお聞きしたいのですが。

○川口副室長 申しわけございません。大臣と政務官は公務のため、ここで退席をされます。大臣は後ほど戻られる予定でございます。

(森大臣、亀岡政務官 退席)

○川口副室長 それでは、松本先生、お願いします。

○松本教授 前者のほうの消費者庁と消費者委員会を1つにするという場合に、もともと政府案では1つだったのが国会審議で2つになったわけですが、その際に監視機能を与えるのだということが大変強調されたわけですが、ところが、法律の中には監視機能という言葉は一言も入っておらず、かつ、8条委員会ということで大変中途半端な地位にあるわけですが、国会審議の中では監視機能が大変強調されたということがあります。

山本先生のお考えだと、監視なんていう大層なことは言わないでいいのではないかと。業務が完全に共通なのだから、1つにして審議会にすればいいのだということだろうと思います。それは、法律を変えなくても今の状況だとそれとかなり近いのかもしれないのですが、他方で、現状におい

て一応別々の組織になっていて、消費者委員会は他省庁だけではなくて消費者庁自体をも監視するのだということになっている。その場合に、担当大臣が同一であるということが監視機能にとってどうなのかというあたり、つまり、右手が左手をひっぱたくというのが行政において、政府の組織において可能なのかというところを少しお聞きしたいのですが。

○川口副室長 山本先生、お願いします。

○山本東京大学法学部教授 ありがとうございます。まず最初におことわりしておきたいのですが、消費者庁と消費者委員会との関係に関して、根本的な議論というのはあの場ではそれほど行っていないだろうと。現実的な議論は行っていると思います。したがって、私もその件に関してあの場で非常に強い主張をしたということをごさいませんで、きょう、むしろはっきり言わせていただいたという感じのところがございます。したがって、あの報告書の中に国センと消費者庁との関係については、確かに私の意見が反映されているところはかなりあると思いますが、消費者庁と消費者委員会との関係に関しては、私は余り意見を述べておりませんので、私の意見はほとんど反映されていないというふうに思います。

それから、もう一つは、もちろん現実的に、とにかくこれだけ組織が動いてきている状態ですから、そもそもまた組織の在り方をがらりとすることが果たして消費者のためになるのかという問題は確かにあるので、今すぐに組織をどうこうしろということを私は申し上げるつもりは全くございません。

その上で、長期的に見た場合にどうかということなのですが、確かに監視は行政の内部でも重要な点でございます。一般的に行政評価もございませし、それから、省庁の中の審議会等はそのような機能を担っているということがございます。さらに言えば、8条機関ではなくて3条機関にしてしまっ、プラス事務局という形をとるとい、まさに以前に議論されたもう一つのほうの選択肢もあり得ると思っております。

ですから、監視が考えられないというふうには思わないのですけれども、ただ、今のような組織形態による監視というのはなかなか難しいのではないかと。それから、大臣のレベルで別の大臣による監視というのは、なかなかそれは難しいと思います。消費者行政の内部でそこまで2つの機能を離すというのは少し難しいのではないかとこのように考えております。

○川口副室長 この点につきましてもまたいろいろ御議論があろうかと思いますが、大臣が退席しているところがございますので、ヒアリングは一時中断させていただいて、議題2のほうの先生方からの宿題につきましても御説明をさせていただきたいと思っております。

「固有の根拠法に基づき設立される法人」について、松本先生から御質問がございましたので、資料3に基づいて事務方から説明をさせていただきます。

○服部参事官 まず、資料3に基づきまして御説明させていただきます。

第1回目の意見交換会で固有の根拠法に基づき設立される法人、どういう基準でこういう法人の類型になっているのか、基準について調べてほしいというお話がございました。

まず、資料3でございますが、いわゆる政府関係法人、国の政策上重要な業務を遂行するため特別の法律に基づいて設立されており、総務省による審査・管理の対象となる法人をこの絵の中に入

れてみました。

まず、左側の部分でございますが、独立行政法人（102）というのがございます。これが平成24年1月の閣議決定の対象でございますが、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針の中で各法人についてどういうふうにするのかということが定められております。この閣議決定は現在は凍結になっております。

まず、102のうち、この青い線の枠内の部分でございますが、新法人制度に移行が、87の法人のうち64でございます。中期目標行政法人、枠内に書いてあるとおりでございますが、これが81から58（統廃合）。行政執行法人が6でございます。そのほか幾つか書いております。廃止が4。国民生活センターも入っておりますが、国への移管が4つ。それから、右側のところ、民営化等ということで、全部で7つ。特殊会社は、法律により直接に設立されている株式会社というものでございます。その下が民間法人でございますが、ガバナンスに関しまして民間企業・法人と同様に会社法のガバナンスが入っているというものでございます。その上に前回御指摘をいただきました固有の根拠法による法人が4つございます。

それから、ちょっと右のほうに見ていただきますと、国の組織管理上、独立行政法人と同様に扱われる法人というもので、これが2つございます。国立大学法人、日本司法支援センターというものでございます。

それから、右に行っていただきますと、特殊法人、認可法人がございます。特殊法人が33でございます。定義は、法律により直接に設立される法人（独立行政法人を除く）というものでございます。現行、上から4、29となっておりますが、固有の根拠法による法人というものが4つございます。それから、右側の認可法人でございますが、これも同様に見ていきますと、固有の根拠法による法人が3つでございます。これら全体、4+2+4+3、計13法人につきまして、どういう法人なのかということ整理したものが次の資料でございます。

まず、上から、固有の根拠法に基づく法人とされる予定だった独立行政法人、松本先生から御指摘をいただいた4つの法人でございます。国立病院機構、労働者健康福祉機構、これらは民間病院と同じく医療法の体系を踏まえた組織管理ということで、法人として独立採算による自律的な経営を目指す。それから、医薬品医療機器総合機構、年金積立金管理運用独立行政法人、これらは現状より一層厳格なガバナンスということでございます。

独立行政法人のガバナンスは、右側のところを書いております、項目として、役員人事、業務・財務管理、監督とございますが、単年度予算についての検討、年度計画は大臣認可事項、国の一般監督権を付与するという意味で、独立行政法人のガバナンスよりも一層厳格化というものでございます。

医薬品医療機器総合機構につきましては、基本的に自己収入、年金積立金管理運用独立行政法人につきましても政府支出なしというものでございます。

真ん中の欄、これは従来からの特殊法人でございます。まず、NHK、独法より自律性が高いということでございまして、政府支出はございません。法人の自律性・独立性について特別の扱いをする根拠として、表現の自由というものがございます。

それから、2番目の日本私立学校振興・共済事業団でございますが、これは2つに分かれております。共済事業と振興事業でございます。共済事業については政府支出なし、振興事業については補助金が出ております。

JRAは独法より厳格ということで、政府支出もございません。

日本年金機構も独法より厳格、政府支出（交付金）が基本になっております。

最後に、認可法人のくくりでございます。日本銀行、独法より自律性が高い。赤十字社も独法より自律性が高い。それぞれの根拠は、金融政策の独立性、条約、政府支出はございません。

原子力損害賠償支援機構でございますが、独法より厳格。負担金、国債の交付が基本です。

国の組織管理上、独法と同様に扱われている法人は2つ、国立大学法人は、独法より自律性は高うございますが、根拠として学問の自由、また、法テラスのほうは、国の監督につき、行政に加え司法の関与がございますが、異なるのはそこでございます。三権分立。運営費交付金、国からの業務委託費が大部分、一部民間からの自己収入があるというものでございます。

それから、もう一点宿題をいただいておりますのが、資料4のほうでございます。事業者から所管省庁による有権解釈、行政指導ととらえられるのではないか、国に移行すると要望しにくくなるのではないか、内容が消極的になるのではないか、検討会ではどう考えたのかという御質問がございました。

1のところは、国民生活センターによる要望ということで、現在の状況について書いております。

2番目のところが検討会の報告書の該当部分でございますが、国民生活センターに独立性を法的に担保した特別の機関として消費者庁に移行することが有力な考え方というふうになっておまして、国民生活センターによる業界の改善要望については、検討会において明示的に議論されたわけではございませんが、事務局としては国民生活センターが特別の機関として消費者庁に移行した場合、センターは行政機関となりますので、業界への改善要望は行政指導に当たると考えられます。

国民生活センターによる改善要望は、法律で定められております国民生活センターの任務、所掌事務の範囲内において一定の行政目的を達成するというものために行われるものであり、消費者庁による有権解釈や行政指導には当たらない。ただ、事業者から所管省庁による有権解釈や行政指導ととらえられてしまうといった懸念、先ほどもお話がございましたが、十分に対応するために組織を明確に区別するということが望ましく、国民生活センターを特別の機関とすることと考えられたわけでございます。

要望がしにくくなる、内容が消極的になるという点についてでございますが、センターの所掌事務に定められている行政目的を達成するために必要であれば、内容が消極的になるということではないというふうに認識をしております。

御説明は以上でございます。

○川口副室長 それでは、事務方からの説明に対しまして、両先生から御質問などございましたらと思っております。

松本先生、お願いします。

○松本教授 質問ではなくて、先ほどの山本先生と大臣との応答でも明らかになりましたように、

この枠組みが残るとということだと国民生活センターは行き場所がないではないかという議論は確かに一定の説得力があって、まさに河野事務局長が最後に書かれているように、もうほかに選択肢がないのであれば国のどこかである程度独立性を確保する、選択肢としてはそれしかなくなってくるということはそのとおりなのでしょうが、この分類自身が凍結されて白紙に戻るとということだと、国民生活センターという従来、独特の機能を果たしていた独立行政法人にふさわしい地位を外枠としてきちんとつくるということができれば、河野事務局長がこうあってほしいということが実現できる可能性はあるのだろうと。そういう意味では、独法について別のところでやっている議論が一体どうなるのかということに拘束されるのだろうと思います。

○川口副室長 石戸谷先生、いかがですか。

○石戸谷弁護士 わかりました。

○川口副室長 大臣はまた戻るといふうに聞いておりますが、戻られてから池本先生からお話をお聞きしたいと思っておりますけれども、現時点で、せつかくですので御質問とかがあれば。

○石戸谷弁護士 山本先生にお尋ねします。『ジュリスト』（1399号）で消費者庁と消費者委員会の論文を書いておられて、組織形態のことも指摘されていたので、機会があればぜひ伺いたいと思ったのでお尋ねしたいと思います。

消費者庁と消費者委員会の関係で、消費者行政の一元化という行政組織の観点から見ると、消費者庁のほうに一元化すればいいではないかというのは、それで理解ができるところなのですけれども、片や国会のときの議論で問題になったというのが、各党ニュアンスは多少違いますけれども、我が国の行政組織は明治以来、産業振興・育成のためにやってきたので、それを国民生活というか消費者のほうに転換しなければいけないみたいな質疑が非常にたくさん行われまして、それを仕組みとしてどういうぐあいにすればいいのかというところが問題になりまして、最後は消費者庁と消費者委員会をという形ででき上がっているのですけれども、従来の行政の在り方の大転換みたいな話というのは、役割分担としては、どちらかという全委員が民間から成る消費者委員会がその声を反映させてといったほうが展開しやすいのかなど。実際は、これまでの消費者委員会の活動を見ていると、いろいろな建議・提言をどんどん出して、それを受けた各省庁のほうも、では、やれることはやろうではないかという対応をされていると思うのです。というふうな観点から見た場合に、消費者庁と消費者委員会の機能というか役割分担は、やはり一本化してしまったほうがいいのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思っています。

○川口副室長 山本先生からお願いします。

○山本東京大学法学部教授 現在の実績、現状を踏まえた場合にどういうふうに持っていくかということについては、あくまで現実的に考えなくてはいけないだろうというふうに思いますので、それを踏まえないで頭の中でこういう組織がいいかなというふうに軽々には申し上げることは当然できないところなのですが、1つ私が思いますのは、確か国センに関する議論の中でもあったのですけれども、消費者委員会がいわば執行的な機能を全部除いて、本当に大所高所からの勧告の部分だけに機能を純化すべきではないかといった方向の議論があったと思います。ただ、私はそれには反対で、やはり消費者行政をやるのに執行部門を全く持たない機関が大所高所から勧告しても余り

説得力を持たないことになってしまうのではないかと懸念をいたします。

そういう観点から申し上げれば、本当に委員会が中心になってやるというのであれば、私は3条機関という方向になるのではないかと思います。これにはいろいろ問題もあるというふうに言われていますけれども、ただ、私は制度設計の仕方によってはそういうやり方もあると思います。その場合には、当然、消費者委員会が行政処分まで含めて全部消費者委員会の名前でやるわけですから、そこまで責任を持つという体制になると思います。だから、そういうふうにするのか、あるいは、むしろ審議会的に政策に関して提言をするという形に純化するのであれば、方向としてはむしろ消費者庁があって、その8条機関としての審議会という方向になるのではないかと。純粹に考えると、どちらかの方向に行くのではないかとこのように思っています。

○川口副室長 いかがですか。

○石戸谷弁護士 時間があれば（河上委員長を見て）。

○川口副室長 そうですね。せっかくだので、それでは、委員長から。

○河上消費者委員会委員長 これは、国センの話をする場だというふうには基本的には理解していたので余り申し上げるべきではないかと思いましたがけれども、私は、松本先生から第2次の委員会を引き継いだときに、消費者基本法と設置法を改めて読んで、これまでの1次の委員会が出してきた提言、意見に一応目を通して、さあ、2次の委員会はどのような立ち位置で活動すべきかということを考えました。最初の記者会見のときに申し上げたことで、今でもまだそのままだの立ち位置でいるのですけれども、要するに3極を形成する。その上で、いい意味で緊張関係を持った3つの機関が連携協力して、国セン、消費者庁、消費者委員会が「3本の矢」を束ねて消費者行政のために協力し合っていくという立ち位置で行くほかないと腹をくくった記憶がございます。

実際にこの1年数か月やってきましたけれども、それなりにおもしろい仕掛けであって、現実の執行の人たちの御苦労が十分にわかっていないのではないかとこのことで消費者庁の方からも怒られ、他方で消費者団体からも十分消費者目線を持っていないのではないかと怒られながらやってきております。ただ、消費者委員会としては、やはり消費者行政全般を見て、消費者庁が言えないところでも補完的にヒアリングをかけたり、報告をいただいたりしながら、消費者行政に一定の提言をしていけるという意味では、消費者庁との関係では補完関係にあるのだという理解をしております。今の在り方が果たしてピュアに行政法的に考えたときにいいかどうかはともかくとして、これまでのところは、松本先生の第1次委員会でもそうでしたけれども、少しずつですが結果としていい改善策につながっているという認識でおります。

ですから、今これを、まだ3年たったばかりですけれども、もともとから考え直してみるのがいい時期なのかということ、もう少しお互いに工夫をしてみたらどうかという感触を持っています。

消費者庁、国センの間でも、最近はいろいろ共通の会議を持つことにして、お互いに情報交換をしたり、ここをこちらが引き受けたらどうかというような話し合いをするようにしております。緊張関係を持っているということと、連携し合って情報を共有していい改善策を練るということとはまた別の話ですので、あとはこれを運用していく人の問題で、組織の問題ではないのではないかとこのように感じしております。

○川口副室長 山本先生から。

○山本東京大学法学部教授 その点は私も承知しておりますので、またいろいろ河上先生から御苦労の経験等を十分お伺いしたいと思っております。

むしろ先ほどの独立行政法人のほうの話になってしまうのですが、独立行政法人改革に関して1つ言われたのは、今まで独立行政法人はあくくりにしてきたわけですが、これにはいろいろな業務がある。業務ごとに少しガバナンスのあり方を変えて考えるべきなのではないか。具体的には、例えば研究開発型とか文化振興型とか金融業務型というふうに業務を幾つか類型化して、それごとにふさわしいガバナンスのあり方を考えてみましょうということが言われておりました。

こういう路線がこれから基本的に承継されるのかどうかというのが一つのポイントだと思いますし、仮に承継された場合に、それでは国民生活センターをそこに当てはめるといふときにうまく当てはめられるような箱ができるのかということがもう一つのポイントなのではないかと思えます。

○川口副室長 松本先生、どうぞ。

○松本教授 今回の山本先生の意見に賛成です。今までの議論の最大の問題は、まずそこにあるわけで、そのもともとの原因はどこにあるかということ、タスクフォースの議論の出発点にあるわけです。すなわち、消費者庁と国民生活センターは大部分の業務が重複している、むだである、だから1つにするという議論を始めて、結論もまさにそこに終わっているわけです。本当にそうなのかということで検証会議がつけられたわけですが、検証会議は、重複のところは一切手をつけずに、一体化するのが現実的であるという結論なのです。現実的ということの意味は、まさに独立行政法人のタイプとして、国民生活センターのような機能を果たしていた組織が入る余地はもうなくなった、だから、国に統合されるほうが現実的だという結論なのですが、それは、いわばタスクフォースが独立行政法人にはしないという結論を出してしまったから、受け皿としても不要なのだというところでこういう整理がされたのではないかと思うわけです。すなわち、重複の議論が外枠の受け皿の議論に反映してしまっているというところに根本的な問題があるわけで、重複かどうかというところの議論からやり直して重複していないのだ、したがって、しかるべき受け皿が必要なのだという議論をきちんとしていけば、独立行政法人の議論が変わってくる可能性があるのではないかと思います。

○川口副室長 河野委員に余り当たらないのですが、何か御発言ありますか。

○河野全国消費者団体連絡会事務局長 今回の松本先生のお話を伺っていて、そういうところが出発点だったのだなというのが改めてわかりました。

私が一番気になるところは、確かに仕組みの問題というのはあると思うのですが、現状、地方で暮らしていると国民生活センターの存在意義というのは非常に大きいですから、それをなるべく早く本来の機能をしっかり果たしていただけるように、それから、改めてどんどん変わっていく消費者問題の現場感覚というか、一番センシティブなところをうまくくみ取っていただくというふうになっていただきたい。そのためのどんな形がいいのか、仕組みがいいのかというのは、皆さんのお知恵をかりて先に進んでいっていただければいいのかなと思っております、先ほど森大

臣が、独立行政法人は今の政権のもとでゼロベースで考えてくださるというふうにお話をしていますが、どうなるのかはまだわからないというところがございますから、私自身はそこが一番心配になりまして、名前がどうであれ、先ほどお願いしましたように、本当に機能がしっかり保たれて、働く方が意識を持ってという形にぜひしていただきたいと思っております。

○川口副室長 どなたかから御発言ございますか。今までにない論点でも結構でございます。

野々山理事長、何かございますか。

○野々山国民生活センター理事長 先ほどのタスクフォースのことですけれども、私の認識としては、タスクフォースの出発点が全ての業務が消費者庁と国民生活センターが重複しているから出発したというような理解はしていないところです。出発点は、国民生活センターの機能が、むしろ民間であるとか、あるいは地方自治体、他の独法ととってかわることができるのではないかという議論から、その上でとってかわれる業務を整理して、残ったところで消費者庁が必要とする業務を持っていくという議論が出発でした。だから、消費者庁と重なっているというよりも、民間など国以外の他のところで代替できる、そういう機能ではないかというところからスタートして、そうではないという議論が行われてきたという認識です。

ただ、最後に施設等機関として結論づけた議論の中では、1つには、当時、今でも引きずっているところがありますけれども、消費者行政を遂行する中で国民生活センターと消費者庁との連携のあり方というものが非常に悪かったというのですか、うまくいっていなかったところがあります。典型的にあらわれているのが、私どものほうでさまざまな提言をした際に、消費者庁からそれに対して一定の意見があって、その際のいろいろなやりとりがあるとかそういうことがあったわけです。そのような状況をうまく消費者行政を強化するためにどうしていったらいいのかというところから議論していた、その過程の中で業務というものが重複しているかどうかという議論は確かにありました。そこでは、私ども国民生活センターといたしましては、業務が重複しているという理解はしていなかったわけでありまして、業務ではなく機能というもの、例えば広報であったり、あるいは情報提供とか啓発とか、そういう機能は重複しているところというか、同じような機能を持っているところがありますけれども、業務そのものは全く別個のものであって、情報提供の方向性であるとか、持っているニュースソース、情報ソースというものは全く異なっているわけでありまして、何を広報するのかということも含めて別々のものだという理解をして議論をしていったと認識してタスクフォースの結論を出していったということでありまして。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、お一人残っておりました池本弁護士より御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。10分以内で申し上げます。

○池本弁護士 貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料2-3でレジュメを用意いたしましたので、10分よりできるだけ短くしてディスカッションの時間を確保したいと思います。

まず、前段の質問事項の消費者行政の司令塔機能3つの機関の関係、それに特命担当大臣の基本政策室を含めると4つの機関ということになりますが、その相互の役割の関係についてまず簡単に

述べ、それから国民生活センターの話に入っていこうと思います。

まず、3つの機関の関係では、これまで議論になった中では、消費者庁と消費者委員会の関係について議論がありました。これについては2ページのオというところをごらんいただきたいのですが、実は消費者委員会が持っている機能と消費者庁の機能との関係で、消費者庁には政策立案機能、法制度をつくっていくという機能がありますが、消費者委員会は、建議を出したり、提言をしたり、監視機能があるという中で、いわゆる狭義の審議会機能、政策立案の部分と監視・提言機能という少し性質が違うものが併存しているのではないかと。狭義の審議会機能は、具体的な法制度の提言をして、それを受けて法案をつくったり、予算を獲得する、これを機能的にやっていくためには、例えば内閣法制局と意見交換をしたり、あるいは実際に予算獲得をするという見通しも含めて方向性をつけるという意味で、消費者庁の職員が実際の資料収集をしたり論点整理をするということが不可欠である。このあたりが別々で連携が不十分だと機能しにくいというところがこれまでも時々見られていた。

他方で、監視機能や提言機能、ここで言う提言は、こういう法律をこうつくれとまではいなくても、現にこういう紛争、こういう被害が多発している、現在の法制度では十分それが対応できていない、こういう方向でこういう点をさらに検討されたいという多少概括的な提言でよろしいかと思うのですが、これは、むしろ独立性をしっかりと確保した上で消費者委員会が独自に情報収集・分析できる体制が必要なのではないかと。この2つを充分区別しないで議論していったので、時には消費者庁との連携が不十分だとか、時には消費者庁との間でぎくしゃくが出ている、事前調整なのか、干渉なのかというようなことが言われていたりということはあったのではないかと。というふうに私は受けとめています。

その意味で、審議会機能としての部分は、組織として権限を移管することまでいくのか、こういう分野についてはもっと連携せよということを用意の問題として明確にするのか何らかの対応が必要ですし、監視・提言機能の部分については、消費者委員会側で独自に情報収集・分析、そして提言をする体制をもう少しつくっておくということが必要なのではないかと。というふうに感じています。

そして、消費者委員会の監視・提言として出した提言の中身が、これは消費者庁のみならず、他の省庁も含めてしっかりと検討に反映していくためには、特命担当大臣あるいは基本政策室なり、そこを経由してそれぞれに働きかけていく、そういうルートをもっと活用する必要があるのかなというふうに考えております。

それから、(2)の消費者行政を担う職員の養成・確保ということについては、3ページ目のウのところをごらんいただきたいと思えます。

今、消費者委員会の消費者行政専門調査会の議論の中でも、私はこの点を一番重点を置いて議論していただきたいということを述べ、調査会の中でもそこが焦点になっているのですが、地方で言えば、相談窓口はできたけれども、あるいは相談員は養成されているけれども、職員の資質向上ということが図られていない。また、同じことは、国の消費者行政の担当職員、消費者庁などの職員も他省庁から入ってきて、また帰ってというところで、プロパー職員というのが十分育成されてい

ないのではないかとということが言われています。

その対処方法として3通りあると思うのですが、1つは、国民生活センターとの人事交流、もう一つは、地方自治体との人事交流、これはまさに相談などの現場を国の職員が見るという意味と自治体のレベルを上げるという両方の面があります。

それから、国も地方もそうですが、きちんとした職員研修の体制をつくるべきだ、実はこの点が全く手つかずで、国民生活センターの消費者行政職員研修は、10年前と現在でほとんどコマ数も変わっていない。そもそもカリキュラムとしてどういうものをやるべきかということも十分議論が尽くされていないのではないかとということが言われています。

その意味では、①、②、③の総体として消費者行政職員の資質向上を図るということで、後のほうの議論の国民生活センターを国の機関にすれば人事交流が図られて、プロパー職員が生かされる、これは一つの処方箋ではあるけれども、これが全てではない、総体として考えるべきだという意味で後のほうの議論に関連するというふうに考えています。

そこで、国民生活センターの問題ですが、実は、今、私がヒアリングを受ける直前までのディスカッションで、松本先生と山本先生との意見交換の中でも出ていたところなのですが、昨年までの国民生活センターの議論というものが、独立行政法人改革でこれまでのような形ではない、基本的には統廃合の対象になってしまう、そういう中で国民生活センターの機能をどこに残すかという議論の中で消費者庁と一体化してはどうかという提案でした。しかし、一体化したのでは業務の独立性や相互補完性などが失われてしまう。施設等機関にしてはどうか。ただ、施設等機関というと、性質上ADRまではできないではないかとか、施設等機関は組織の位置づけとして独立性が十分ではないではないか、そういう議論があり、そうであれば特別な機関にしてはどうか、特別な機関だったらADRも何とか取り組めるのではないか、こういう議論をしてきたというふうに思います。

そこには、やはり大前提として、レジュメの6ページ目のところへ進んでいただきたいのですが、これまでの議論が独法改革が一律に実行されるということが大前提で、今のままでは国センは維持できないからどういうふうにしていくかということが問題意識となり、そういう中で国の機関のどこかに置こうというふうにしていきました。ただ、今、独立行政法人改革そのものがどうなるかが見通せない状態にあります。他方で、国民生活センターの業務の重要性を再確認し、一体性を確保するという点は、昨年来の議論でかなり詰めていただいたというふうに私は評価しております。その意味で、国センの業務は消費者庁とは独立性を持って柔軟性、迅速性が必要であるとか、有権解釈との独立性が必要であるということは、ある程度共通認識になってきているのではないかと。問題は、それをどういうふうに生かしていくかですが、実は、25年度予算の中で国センの予算、機構定員もおおむね確保できています。

それから、②のプロパー職員の養成の場として、国センが国の機関になったほうが有効であるという意見も、それもうなずけるところはあるのですが、それが判断の最重要課題というか、それは処方箋の一つであるというのは先ほど申し上げたところです。

そして、情報分析、注意喚起などの迅速性・独立性は、一部重複性があるけれども、迅速性、独立性を確保するためには、やはり組織としての独立性は確保する必要がある。こういうふうになっ

てきますと、実は、私の最終結論は、現時点でも独立行政法人の中で、あるいは独立行政法人という名前ではなくても、法人格を持つけれども、安定性・独立性が確保できる組織形態が実現できるのであればそういう形でやっていくことが望ましい。ただ、それが見通せない、非常に不安定な将来的に削減、削減という従来の独立行政法人のような形になるのであれば、それよりは特別の機関のほうがましなのかもしれない。ただ、そちらが見通せないからましなところでもう決めてしまえというのは、やはり対応としては不適切で、やはり本来の国センの在り方をきちんと見据えた上で、それに最も似つかわしいものを最後まで目指していただくということが望ましいのではないかと考えます。

以上です。

○川口副室長 ありがとうございます。

今の御意見に対しまして、御質問等をいただければと思います。

大臣から何か御質問等ございますか。

○森大臣 特にございませぬ。

○川口副室長 松本先生、いかがでしょうか。

○松本教授 ございませぬ。

○川口副室長 よろしゅうございますか。

石戸谷先生。

○石戸谷弁護士 結構です。

○川口副室長 それでは、理事長から。

○野々山国民生活センター理事長 池本先生の「消費者行政を担う職員の養成・確保について」は、そのとおりだと思っておりますけれども、ウの③のところについては、若干私どもと事実認識が違いますので、その点だけ申し上げておきます。

国や地方消費者行政における消費者行政担当職員の研修というのは、これまで不十分だったということはそのとおりだと思っておりますけれども、地方消費者行政につきましては、今やっている相談員さんが受講している研修については全て開放しています。そこにもかなり多くの地方消費者行政の職員方が来ておまして、そこで参加してやっています。おっしゃっているのが、いわゆる消費者行政職員だけのものだということであればそれほど多くありませんが、今はそういうふうに開放しているということです。ただ、これで十分かといったらそうではないと思っております。消費者行政職員向けのテキストであったり、独自のそういうものをつくっていくということも必要だと思います。事実認識としては、全くコマ数がふえていなくて何も変わっていないわけではなく、職員向けにも開放しているところを指摘したいと思っております。

○川口副室長 日程の関係でもう時間ということになっておりますけれども、大臣、最後のお言葉をいただいて、次の御予定があるようでございますので終了ということにさせていただければと思います。

○森大臣 わかりました。ありがとうございます。

池本先生が来られる前に、私、若干出席してしまして、それから中抜けをしていたのですが、最

初に出席したときに発言したことを池本先生にお伝えしておきますが、1つは、前回のこの会の宿題を踏まえて、独法の改革というものが安倍政権ではどのように進んでいるかということなのですが、稲田大臣のもとで進んでおりまして、担当が寺田副大臣なのですが、私が5月8日に面会をいたしまして確認したところ、民主党政権で行われた独法改革については全てゼロベースということで、2つに分けてどうするかというようなことも全てなしにしてゼロベースで見直しております。現在は総論をやっている、今後、後半で各論をやっている、年末に向けて進めていく。総論では何をやっているかという独法の在り方、ガバナンス、持つべき機能等について検討を行っています。そして、後半、個別の法人について検討していくのですが、その後半の検討では国民生活センターを含め個別の法人に意見も聞いていきますということでした。そして、民主党は独法性悪説というようなものに立っておりますけれども、我々は独法本来の機能を尊重しようというもので、あくまで国のほうで企画・立案を行いますけれども、試験や研究等は独法が行うという切り分けを行い、行政の効率化を図っていくということです。そして、3つの基準を進めていきます。1つは、民でできるものは民でやる。2つ目は、独法本来のよさを伸ばして、むだを省く。そして、3番目は、似たような機能を有している独法は統合するという基本的な方向性を持っています。また、地方との関係や積立金の問題等も考えていくということでございました。個別に国民生活センターについての言及はございませんでした。

私のほうは、こういった寺田大臣との面会を踏まえて考えましたことは、この3つの基準でいきますと、3番目のところがちょっと気にかかるなど、似たような機能を有しているというところが、我々は共通認識でわかっているのですが、直接相談が処方箋の中にあるではないか、相談機能はあるではないかというようなことを言われがちなので、後半の中で意見を聞かれたときにそういうところをきちんと言っていかなければいけない。

それから、商品テストの部分ですけれども、これも他省庁に似たような機能があるではないかというふうに言われた場合に、こちらのほうの独自性というものをしっかり打ち出していかなければならないのかなというような感想を持ったところでございます。

それから、国民生活センターというものから離れまして消費者行政の全体の体制を見たときに、さまざま御指摘をいただきまして、まず1つは、消費者庁の職員の質と量の問題でございますけれども、質のほうは、そのような御指摘を踏まえて、このたび私のほうで消費生活相談員の資格を消費者庁の職員が取るという制度を導入いたしました。これは、希望者に講義を受講する機会を与えまして、最後に受験も、相談員資格のテストも受けに行くことができるということにいたしまして、講座料のうち半額は消費者庁で持ちましよう、もう半額は職員が個人で負担して、希望しますかと言ったら多数の希望がありまして、頼もしいと思っております。これで消費生活相談員の資格を職員が持つことによって、相談員さんと同じ目線で企画・立案等の仕事ができるということと、消費者法全般についての知識も深めて、消費者庁職員の質が向上していくというふうに思っております。

量のほうは、ことし1名という予定だったところを、交渉により追加として5名の職員採用枠を獲得いたしましたけれども、もっと多い職員がいらないとなかなか業務が回らないのかなというよう

な感触を持っているところがございます。そういったことも含めて、全体の在り方を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○川口副室長 それでは、時間が参りましたので、恐縮でございますが以上で終了させていただきたいと思えます。

本日、御発言いただいた内容につきましては、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日、事務的に確認をさせていただきますので御協力を。

○森大臣 もう一つありました。

○川口副室長 では、大臣から。

○森大臣 済みません、今思い出しました。池本先生の先ほどの御指摘の中に、他省庁への司令塔機能について見えないという御指摘がございまして、これは、やはり外に見えるように見える化をしていかなければならないかなと思いました。最近の事柄としては、事故調ができて、消費者安全調査会ができました。10月にできて、5件、調査しています。なかなか進まないという御指摘をいただいています。10月にできたときに、実は発足したのですが、組織が固まっておりませんで、私が大臣になるまで、また、なつてからも専門調査員というもののまですつとお願いしているような形で、最近になってやっと実質的な調査が始まってきたところでございますが、前回、被害者の方が2名、大臣室にいらっしゃいまして、全く何の情報もないとおっしゃいましたので、事務方に指示をして、もちろん全部はお見せできないのですが、何月何日に会を開いて、今まで何回開いていると、今まで8回ぐらい開いておりました。それを見たら、安心したと。全然何もしないでほっておかれているのではないかなというような不安があるのです。そういうことで、出せる情報はなるべくそうやってお見せしていくということを改めて指示し、それから、やはり事故調の一番の課題は、捜査機関との情報共有でございます。これを同じ政府の中に、消費者庁の中につくったのだから、外に漏らさないものであるのだから、やはり事故調の目的である消費者被害の再発防止という観点から必要なものは捜査機関も見せてほしいというところがありますので、早速、谷垣大臣のところに行きまして、捜査機関との情報共有について意見交換をさせていただきました。先週、法務省の大臣室のほうに伺いました。そういうことをやっているよということを今週の火曜日の閣議後の記者会見で発表しておりますが、多分どこの記者さんにも書いてもらっていないのではないかなと思っておりますので、それをどうやって皆さんにお伝えしたらいいのか、ホームページに載せるなどしていきたいと思えますが、谷垣大臣のほうからは、しっかりと伝えて、一般的に消費者庁と情報をできるだけ共有して、お互いの行政目的、私たちの被害防止という目的と、法務省の警察庁のほうは、やはり捜査の実現ということで刑事責任の追求でございますが、それぞれの目的に向かって有効に利用できるようにしていくという指示をしてくださったということでございます。御報告しておきます。

○川口副室長 それでは、本日の意見交換会は以上で終了、閉会とさせていただきます。

どうもお集まりいただきまして、ありがとうございました。